

第 6218 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月14日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 源泉所得税の税額

Q : 税額は、通常100円未満を切捨てるようですが、源泉所得税も同じですか？

A : 源泉所得税の税額は、1円単位まで計算します。

【解説】

所得税額を計算する場合、その課税標準に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てて計算し、課税標準額の全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てて計算することとされています。

また、税額については、100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てて、税額の全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てることとなっています。

しかしながら、源泉徴収税額については、次に掲げるものを除き、所得金額並びに税額については1円単位まで計算することとされています。

- ① 年末調整をする場合の所得金額及び源泉徴収税額
- ② 退職所得の受給に関する申告書が提出された場合の課税される所得金額及びこれに対する税額

したがって、毎月源泉徴収される給与や賞与、弁護士や税理士に対する報酬や料金にかかる税額については、1円単位まで計算することになります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

